

## 周南市外国語指導助手派遣業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、周南市外国語指導助手派遣業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

周南市外国語指導助手派遣業務

#### (2) 業務の目的

周南市立小・中学校へ外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣・配置することにより、外国語（英語）教育、国際理解教育をさらに推進していく体制を整備することとし、質の高い安定したプログラムを提供できる事業者による業務履行により、外国語（英語）教育の充実及び外国語能力の向上を目指すことを目的とします。

#### (3) 業務内容

別添の「周南市外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり

#### (4) 業務期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

#### (5) 履行場所

周南市立小・中学校

#### (6) 業務に要する費用（提案上限額）

金188,410,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

- (2) 参加表明書の提出時点において、平成30・31年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）その他の（小分類）人材派遣サービスに登録されていること。かつ、令和2・3年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）その他の（小分類）人材派遣サービスの登録申請をしていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 参加表明書の提出時点において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (6) 参加表明書の提出時点において、労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条に基づく労働者派遣事業の許可を受けていること。
- (7) 本業務と同様あるいは類似した業務実績を有すること。

#### 4 参加手続

##### (1) 実施要領・仕様書等の確認

###### ① 公告日

令和2年1月21日（火）

###### ② 公告方法

周南市公式ホームページ

###### ③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。また、周南市教育委員会 学校教育課でも配布します。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

##### (2) 説明会

本プロポーザルの実施に関する説明会は開催しません。

### (3) 参加表明書の提出

#### ① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書（様式2）

イ 本実施要領3 参加資格に示す確認資料

ウ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

エ 履行実績調書（様式3）

#### ② 提出期限

令和2年1月30日（木）午後5時必着

#### ③ 提出場所

周南市教育委員会 学校教育課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

#### ④ 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

#### ⑤ 提出部数

提出書類各1部

#### ⑥ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果（様式4）を通知します。

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

### (2) 受付期間

令和2年1月22日（水）午前9時から令和2年1月27日（月）午後5時までとします。（ただし、受信確認は、午前9時から午後5時までとします。）

※受付は、土日祝日を除きます。

- (3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号  
学校教育課 E-mail : ed-gakkyo@city.shunan.lg.jp  
学校教育課 電話番号 : 0834-22-8543

(4) 回答方法

令和元年1月29日(水) 12時以降に周南市公式ホームページに掲載します。

## 6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

- ① 企画提案書表紙(様式5)
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 見積書及び内訳書(任意様式)

※作成上の留意事項(下記の内容を明記のこと。)

- ・会社概要及び経営理念、財務諸表等
- ・ALTの採用基準・雇用数・配置実績・勤務態様等、研修内容、労務管理・危機管理体制、相談体制等
- ・見積書(見積額については、一式表記ではなく、その内訳が詳細に分かるように明記すること。例: ALT給与、個人経費、教材等準備費、研修費、業務等管理費などの内訳と積算根拠)
- ・その他(カリキュラム及びレッスンプラン、経営・運営等の特色について)

(2) 提出期間

令和2年1月31日(金)から令和2年2月12日(水)まで(受付時間帯は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとします。)

(3) 提出場所

周南市教育委員会 学校教育課  
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(4) 提出方法

郵送又は持参(いずれの方法においても提出期限内必着のこと)  
※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により企画提案書等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

(5) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本10部とします。

## 7 審査方法

### (1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、プレゼンテーション等指定した時刻に出席しない場合は辞退したものとみなします。

#### ① 日時等 令和2年2月18日(火) 予定

※詳細の開催日時及び場所は、電子メールにより別途通知するものとします。

#### ② 時間 30分以内

#### ③ 内容・提出した企画提案書の内容についての説明(20分以内) ・内容説明に対する質疑応答(10分以内)

※必要な機器は各社が用意する。

※プレゼンテーション当日の追加資料配付は原則不可とします。

#### ④ 出席者 3名以内

※企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立します。

### (2) 受託候補者の選定

#### ① 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「周南市外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会」が行います。

#### ② 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼンテーション・ヒアリング内容及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。

#### ③ 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

#### ④ 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

#### ⑤ 審査結果

審査結果は、令和2年3月2日(月)以降、周南市公式ホームページで公表します。

### 【審査結果の公表事項】

- ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由
- イ 参加者の名称（50音順）
- ウ 参加者の評価点（点数順）

また、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書（様式6）」を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

## 8 評価基準及び配点

別表、「受託候補者の選定に係る評価基準」により評価を行います。

## 9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和2年1月21日(火)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和2年1月22日(水)から 令和2年1月27日(月)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和2年1月29日(水)
④ 参加表明書の提出期限	令和2年1月30日(木)
⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和2年1月31日(金)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和2年1月31日(金)から 令和2年2月12日(水)まで
⑦ 企画提案書の審査及びヒアリングの実施	令和2年2月18日(火)予定
⑧ 審査結果の通知	令和2年2月20日(木)予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和2年2月下旬以降予定
⑩ 審査結果等の公表	令和2年3月2日(月)予定

## 10 契約（受託候補者特定後）

### (1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

### (2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

## 11 留意事項

### (1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (2) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式7）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成1

6年周南市条例第36号)に基づき公開することがあります。

- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

## 12 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市教育委員会 学校教育課 学務担当 担当 山本・吉村

電話番号 0834-22-8543

FAX 番号 0834-21-2161

E-mail ed-gakkyo@city.shunan.lg.jp

別表

受託候補者の選定に係る評価基準

評価項目	評価内容	配点
① 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務を遂行するために必要な知識・経験（同種・同類業務の実績が十分にあるか）があり、適切な業務を提供できる実施体制となっているか</li> </ul>	5
② 外国語(英語)教育及び国際理解教育の推進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領の内容を的確に把握し、小・中学校別にねらいをもっているか (小学3・4年、5・6年の授業時間数の増加及び学習内容の増加に対する対応、派遣学校教員との連携・支援する体制ができているか)</li> <li>・ねらいを達成し実績を上げるための努力、創意工夫が具体的にみられるか</li> <li>・各学校のニーズに沿った授業や児童生徒の英語力向上への取組に工夫がなされているか</li> <li>・外国語(英語)教育推進のための教員研修は充実しているか</li> <li>・各学校における行事や日常生活での幅広い活動の中で、外国語指導助手が児童生徒に対し、関わりをもち支援をしようとしているか</li> <li>・各学校に関わる地域住民や保護者等を対象とした英語指導など対応できる体制にあるか</li> </ul>	30
③ 外国語指導助手の採用条件に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校のニーズに対応できる優秀な外国語指導助手を採用する条件を明確に示しているか</li> <li>・採用にあたり、学歴のみでなく児童生徒への指導に関する実績等も考慮に入れながら条件の見直しが行われているか</li> <li>・日本語使用能力の条件を明確にしているか</li> </ul>	15
④ 外国語指導助手の資質の向上のための教育・研修体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校における外国語活動と小・中学校それぞれの外国語科の教科等の特質をふまえた指導法の研修が定期的に計画されているか</li> <li>・最新の情報収集に努め、新学習指導要領に基づく授業実践など研修内容が充実しているか</li> <li>・児童生徒や教職員との意思疎通を図り、出来るかぎり要望に応えようとするなどコミュニケーション能力等に係る資質向上・育成に関する研修が充実しているか</li> </ul>	15

評 価 項 目	評 価 内 容	配 点
⑤ 外国語指導助手の管理体制及び緊急時の対応に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語指導助手の健康面・生活面を含む管理が適正にされ、疾病、負傷、死亡等の緊急事態に対する体制が整っているか（管理）</li> <li>・派遣先（学校含む）から指摘される外国語指導助手に係る課題のある点を的確に把握し、早急に対応する能力があるか（クレーム対応）</li> <li>・自然災害や疫病等による緊急の休校があった場合に、関係する外国語指導助手に連絡対応などフォローする体制であるか（緊急対応）</li> <li>・外国語指導助手からの相談に応じカウンセリングを行うなど、様々な課題に対し解決していくための組織的体制が整っているか（相談）</li> </ul>	20
⑥ 派遣業務料に関すること (価格評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格において業者の努力により抑制された見積金額となっているか。</li> </ul>	15